

第34回たつの市農業委員会総会（9月定例会）議事録

令和8年9月29日（火）午前10時から第34回たつの市農業委員会総会（9月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員16名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田きん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 2名

主 幹	井上 吾郎	副主幹	柴田 祐子
-----	-------	-----	-------

1 開 会

○会長職務代理者（八木正邦委員）

あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

只今から第34回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日、猪澤会長より欠席届が提出されておりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、私が議長の職務を行いますので、よろしくお願いします。

それでは、本日の出席委員数等について事務局から報告させます。

○事務局（井上吾郎君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は16名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

なお、4番松本有史委員、13番岩田きん子委員、18番猪澤敏一会長からは欠席の届出を受けております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・利用目的の変更届について

- ・農地法第4条の規定による使用目的変更の届出について
 - ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
 - ・農地法第18条の規定による合意解約の通知について
- を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、13番岩田きん子委員が欠席のため、14番井上親志委員、15番瀧口節子委員をお願いします。

（「はい」）との声

次に、日程第2「議案第227号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第227号 非農地証明願の承認について」

農地法第2条に規定する農地ではない旨の証明願が4件出ておりますのでご説明いたします。

1件目の番号1400の願い出地は神岡町■■■■の登記地目・畑、現況は宅地、面積は36㎡でございます。願い出人は、■■■■、昭和50年に建物を建築し、令和3年頃に解体したが、その後露天資材置場として使用し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成3年撮影の空中写真により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2件目の番号1394の願い出地は、新宮町■■■■、■■■■

、及びの登記地目・田、現況は雑種地、宅地及び用悪水路、合計面積は1,111㎡でございます。願い出人は、

外3筆については、昭和50年から平成11年の間に、進入路及び露天資材置場、付替えによる用悪水路として使用され、現在に至っており、所有権移転に伴い、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、建物の全部事項証明書及び平成11年撮影の空中写真により確認し、雑種地、宅地及び用悪水路であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3件目の番号1406の願い出地は、新宮町の登記地目・田、現況は宅地、面積は158㎡でございます。願い出人は、昭和57年に住宅を建築するとともに庭として使用し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、建物の評価証明書及び平成16年撮影の空中写真により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

4件目の番号1408の願い出地は、御津町の登記地目・田、現況は宅地、面積は43㎡でございます。願い出人は、外1名、昭和50年に自家用車庫を建築し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成16年撮影の空中写真及び地元自治会長の確認書により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 227 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 228 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。なお、1 件目の番号 1346 につきましては、7 月定例会からの継続審議案件ですが、譲受人の[]資格の更新について確認がとれていないことから、10 月定例会にて再審議いたします。また、9 件目の番号 1405 につきましては、9 月 24 日付で申請地内の違反物件の是正を理由とした取下願の提出があり、これを 9 月 25 日付で受理しましたので、これら以外の案件について審議することといたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 228 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 7 件出ておりますのでご説明いたします。

2 件目の番号 1388 の申請地は、神岡町[]の田で、面積は 1,022 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は以前から当該地を譲受人に貸借しており、水稻の育苗場所として使用したいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人である[]につきましては、農地所有適格法人として申請があり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今

後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の番号 1380 の申請地は、新宮町 [REDACTED] 外 7 筆で、合計面積は 5,654 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は県外居住のため耕作管理が難しいことから、空き家付き農地を購入し近接地で耕作したいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は農業経験があり、水稻及び季節野菜を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は一部所有し、水稻の作付に必要なものは今後、所有及び作業委託する予定で、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の番号 1390 の申請地は新宮町 [REDACTED] の畑で、面積は 620 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED] 外 1 名、譲渡人は空き家付き農地の特例により、令和 2 年 2 月 25 日付で使用貸借による 3 条許可を得て、2 年以上耕作していましたが、その後に許可手続きをとっておらず仮登記のままのため、この度、再度、3 条申請し、所有権移転登記するものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域の方の協力のもと果樹等を管理しており、引き続き、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の番号 1391 の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は 2,111 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人

は[REDACTED]、譲渡人は相続により農地取得したものの耕作管理が難しいことから、以前から耕作をしてもらっていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

6 件目の番号 1407 の申請地は、新宮町[REDACTED]の畑で、面積は 198 m²、譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、譲渡人は相続により農地取得したものの市外居住で耕作管理が難しいことから、隣接地に住んでおり、新たに営農をしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は季節野菜を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有しており、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

7 件目の番号 1397 の申請地は揖保川町[REDACTED]及び[REDACTED]の田で、合計面積は 2,752 m²、譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、譲受人である[REDACTED]は、[REDACTED]の関連会社としてこの 8 月に新設された農業法人で、近年、ゆず農家の減少や収穫量の確保が困難なことや、地元の[REDACTED]地区での遊休農地の増加等を解決する方法として、地元でのゆず栽培事業を展開し、[REDACTED]の主力商品であるゆずポン酢の原材料の安定供給と、地元農業の活性化を目的として、この度農地の取得に至ったものでございます。また、譲渡人は、市外居住で耕作管理が困難なことから、譲

受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人である[]につきましては、農地所有適格法人として申請があり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、[]の協力を得ながら、栽培安定までは機械等をリースや外部委託等を活用しながら農業経営し、栽培が安定期に入り、生産量が増加した段階で、自社設備等を進める営農計画を立てており、ゆず栽培については、龍野農業改良普及センターや、栽培農家の指導を仰ぎながら耕作管理していくとのことで、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

8件目の番号1399の申請地は、揖保川町[]の田で、面積は581㎡、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しく営農規模の縮小を考えていたことから、譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

なお、譲受人の取得要件等につきましては、前述の番号1397の案件と同様でございますので、省略させていただきます。

よって、番号1346及び番号1405を除き、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、「番号1346及び番号1405」を除き原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第228号」は、「番号1346及び番号1405」

を除き原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4「議案第229号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第229号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の承認について」

3条使用貸借権設定の案件が1件出ておりますので、ご説明いたします。

番号1398の申請地は、揖保川町[]の田で、面積は770㎡、譲受人は[]、貸渡人は[]、[]の代表取締役でもあり、貸渡人である[]が、自身が代表を務める借受人の[]へ農地を使用貸借により貸渡すものでございます。

なお、借受人の取得要件等につきましては、前述の番号1397及び番号1399の案件と同様でございますので、省略させていただきます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第229号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 5「議案第 230 号 農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 230 号 農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」

4 条案件が 1 件でしておりますので、ご説明いたします。

申請地は御津町 [REDACTED] の田で、面積は 105 m²、申請人は、[REDACTED] 外 1 名、転用目的は、住宅用への進入路とするものでございます。

農地区分は、南側の農振農用地とは分断され、集落内に位置する農地であることから、住宅、事業の用に供する施設等が連たんする第 3 種農地（3－(3)）に該当すると判断します。

土地の造成期間は令和 8 年 12 月 1 日から 20 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書にて、必要な資金が準備できることを確認しました。

また、転用の妨げとなる権利設定や他の法令による制限もなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第 4 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 230 号」は、原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 6「議案第 231 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 231 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 1 件でしておりますので、ご説明いたします。

番号 1402 の申請地は、龍野町■■■■の田で、面積は 185 m²、農地区分は、集団性のある農地である第 1 種農地（1－（1））ですが、農業用施設であり、例外的許可事由（⑤－1）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が■■■■、譲渡人は■■■■、転用目的は、市道拡幅工事に伴い既設の農業用倉庫を除却し、新たに農業用倉庫を建築するものでございます。

土地の造成期間は許可日から 90 日間、建物の建設期間は許可後から 180 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書及び妻からの融資承諾書により必要な資金が準備できることを確認しました。

農業用倉庫建築にかかる開発不要証明等は手続き中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので

許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 231 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 7「議案第 232 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 232 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」

農用地利用集積等促進計画作成で貸借権等を設定する場合、本促進計画案を農地中間管理機構の地域審査会で諮るとともに、市農業委員会に諮り意見書を附して回答することとなっております。最終的には、農地中間管理機構において促進計画の決定後、市へ認可申請があり、市が公告することになります。

今回は、貸借権等の設定にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、市長から農業委員会へ意見を求められているものでございます。

なお、農用地利用集積等促進計画により、貸借権の設定を行うのは、全 20 筆、設定面積の合計は 32,707 m²でございます。

貸借権の設定を受けようとするものにつきましては、耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、農作業に常時従事するものと認められるため、いずれも支障はなく、異議はないものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 232 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 25 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

たつの市農業委員会議長
(八木正邦 会長職務代理者)

議事録署名委員
(14 番 井上親志委員)

議事録署名委員
(15 番 瀧口節子委員)